

委 託 業 務 処 理 要 領

1 委託業務名

手稲警察署庁舎敷地外除排雪業務

2 委託業務実施の場所

(1) 除・排雪業務

札幌市手稲区富丘 1 条 4 丁目 3 番 1 号 手稲警察署庁舎敷地 3,189.85㎡（別図 1 のとおり）

(2) 除雪業務

札幌市手稲区前田 7 条 6 丁目 3 番 14 号 署長公宅敷地 50.06㎡（別図 2 のとおり）

3 使用機械

本委託業務の処理に当たり使用する機械等は一切受託者の負担とし、原則として、次の基準によるものとする。

使 用 機 械	規 格	稼働見込時間
除 雪 ド ー ザ	ホイール型、スノーバケット付 1.5㎡以上	33時間
ダンプトラック	積載容量 概ね10t、差枠付	42時間

4 業務処理要領等

(1) 除雪作業

委託者からの依頼があった場合に、除雪ドーザを用い指定の場所に堆積するものとする。

(2) 除雪作業時間

手稲警察署庁舎敷地については、原則として午前 8 時 00 分までに作業を終了するものとする。

(3) 排雪作業

委託者の指示に基づき、手稲警察署庁舎敷地における指定場所の排雪作業を行うものとし、搬出先は、札幌市が指定する排雪場所のうち最も効率的かつ経済的な排雪場所とする。

5 委託業務の報告

(1) 作業日報

受託者は、作業終了の都度、別紙 1「作業日報」を 1 部作成し、委託者の確認を受け提出するものとする。

(2) 実績報告書

受託者は、1 箇月分の作業実績を取りまとめ、翌月速やかに別紙 2「実績報告書」を作成し、委託者に提出するものとする。ただし、3 月分の実績報告書については、3 月末日までに提出するものとする。

6 その他

業務の処理に当たっては、委託者の業務に支障のないように実施するとともに、次の事項について十分注意すること。

(1) 機械の操作には十分注意し、建物、工作物、車両等に損傷を与えないこと。損傷を与えた場合は、受託者の負担により復旧すること。

(2) 通行人、通過車両等に事故のないよう安全管理に十分注意すること。

(3) 不明な点がある場合は、委託者と協議のうえ処理すること。

作 業 日 報				
業務名 : 手稲警察署庁舎敷地外除排雪業務				
令和 年 月 日 (曜日)			作業場所	- 手稲警察署庁舎敷地 - 署長公宅敷地
受託業者名			業務処理責任者	
作業開始	時 分	確 認 者		
作業終了	時 分	確 認 者		
稼働車両	車両区分・規格	稼 働 時 間 帯		稼 働 時 間
	除 雪 ド ー ザ	稼働開始	時 分	時間 分
		稼働終了	時 分	
	除 雪 ド ー ザ	稼働開始	時 分	時間 分
		稼働終了	時 分	
	ダンプトラック	稼働開始	時 分	時間 分
		稼働終了	時 分	
	ダンプトラック	稼働開始	時 分	時間 分
		稼働終了	時 分	
	ダンプトラック	稼働開始	時 分	時間 分
		稼働終了	時 分	
	ダンプトラック	稼働開始	時 分	時間 分
		稼働終了	時 分	

実 績 報 告 書

令和 年 月 日

手 稲 警 察 署 長 様

住 所
受託者
氏 名

業 務 名 手稲警察署庁舎敷地外除排雪業務

令和 年 月 日付けで契約締結した上記業務の令和 年 月分実績について、次のとおり報告します。

記

機 械 名 等	延稼働時間	前 月	計	当 月	翌 月
		繰越時間		請求時間	繰越時間
除 雪 ド ー ザ	時間	分	時間	時間	分
	分		分		
ダ ン プ ト ラ ッ ク	時間	分	時間	時間	分
	分		分		

注：月の稼働時間の合計に 1 時間未満の端数が生じた場合は、翌月に繰り越すこととし
最終月は契約書第 2 条第 1 項第 2 号に基づき処理するものとする。

確認者 所 属 手稲警察署

職 ・ 氏 名